

高浜市
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画



令和6（2024）年3月

新しい障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定しました

本市では、令和2（2020）年度に策定した「高浜市障がい者福祉計画（第5次）」に基づき、その基本理念である「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」のもと、地域共生社会の実現に向けてさまざまな取組を進めています。また、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき「高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます）を策定し、障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

令和5（2023）年度に「第6期計画」が最終年度を迎えることから、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、「高浜市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「第7期計画」といいます）を策定しました。

位置づけ	障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画であり、障害福祉サービス等の見込み量や確保策を具体的に定めた計画です。また、「高浜市障がい者福祉計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。
期間	令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

▶ 基本的な考え方

すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念と、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画を策定しました。

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消
- (3) 地域生活移行や就労支援など個々の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

▶第7期計画の目標指標

	区 分	目標値	考え方等
①福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	2人	4年度末の施設入所者17人の11.8%
②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場	1か所	地域自立支援協議会の活用
	開催回数	1回	年間開催回数
	関係者の参加数	17人	
	目標設定および評価	1回	年間実施回数
③地域生活支援の充実	拠点の整備	1か所	市単独での面的整備
	コーディネーターの配置人数	1人	たかはま障がい者支援センターに配置
	機能の充実	1回/年度	運用状況の検証および検討
④福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行	7人	4年度実績(4人)の1.75倍
	就労移行支援事業から一般就労への移行	4人	4年度末(4人)の1.33倍
	A型から一般就労への移行	1人	4年度末(0人)
	B型から一般就労への移行	2人	4年度末(1人)の2倍
	就労移行から一般就労後、就労定着を利用	6人	4年度末(4人)の1.5倍
⑤障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの整備	1か所	圏域内の市と連携もしくは市単独で整備
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所	既存の事業所に対応
⑥相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの整備	有	
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	12回	
	主任相談支援専門員の配置数	1人	
	協議会における事例検討	10回	
	協議会の専門部会	4部会	
⑦障がい福祉サービス等の質の向上	県実施の研修への市職員の参加人数	1人	
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12回	
	県指導監査結果の共有回数	2回	

▶障がい福祉サービスの見込量

〔月あたりの見込み量を示しています。〕

サービス名		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
訪問系	総利用時間（①～⑤）	2,704時間（81人）	2,758時間（83人）	3,142時間（86人）
	①居宅介護	1,958時間（72人）	2,012時間（74人）	2,066時間（76人）
	②重度訪問介護	660時間（2人）	660時間（2人）	990時間（3人）
	③同行援護	34時間（5人）	34時間（5人）	34時間（5人）
	④行動援護	52時間（2人）	52時間（2人）	52時間（2人）
	⑤重度障害者等包括支援	0時間（0人）	0時間（0人）	0時間（0人）
日中活動系	⑥生活介護	1,719人日（85人）	1,821人日（90人）	1,922人日（95人）
	⑦自立訓練（機能訓練）	23人日（1人）	23人日（1人）	23人日（1人）
	⑧自立訓練（生活訓練）	20人日（1人）	20人日（1人）	20人日（1人）
	⑨就労選択支援	-	5人	5人
	⑩就労移行支援	230人日（13人）	247人日（14人）	265人日（15人）
	⑪就労継続支援A型	932人日（46人）	973人日（48人）	1,013人日（50人）
	⑫就労継続支援B型	2,627人日（140人）	2,721人日（145人）	2,815人日（150人）
	⑬就労定着支援	5人	6人	7人
	⑭療養介護	56人日（2人）	56人日（2人）	56人日（2人）
	⑮短期入所（福祉型）	106人日（15人）	120人日（17人）	135人日（19人）
	⑯短期入所（医療型）	8人日（2人）	8人日（2人）	8人日（2人）
居住系	⑰自立生活援助	0人	0人	1人
	⑱共同生活援助（グループホーム）	53人	54人	55人
	⑲施設入所支援	17人	17人	16人
⑳相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	70人 0人 0人	75人 0人 0人	80人 1人 1人

※「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

▶障がい児に対するサービスの見込量

〔月あたりの見込み量を示しています。〕

サービス名		令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
障害児通所支援	児童発達支援	570人日（45人）	633人日（50人）	696人日（55人）
	放課後等デイサービス	2,459人日（197人）	2,758人日（221人）	3,058人日（245人）
	保育所等訪問支援	275人日（22人）	300人日（24人）	325人日（26人）
	居宅訪問型児童発達支援	0人日（0人）	0人日（0人）	10人日（1人）
障害児相談支援		50人	55人	60人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		5人	5人	5人
発達障がい者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	5人	5人
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数	1人	1人	1人
	ペアレントメンターの人数	6人	6人	7人
	ピアサポートの活動への参加人数	24人	24人	24人

※「人日」＝「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

▶地域生活支援事業

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

「社会的障壁」を除去するため、ポッチャ大会など障がいのある人の理解を深めるための取組を強化します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等の自発的な活動を支援します。

③ 相談支援事業

市内の相談支援事業所に委託し実施します。基幹相談支援センターの設置を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、事業の普及に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務のあり方と今後の展開について検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

障がい特性に応じたコミュニケーション手段（手話、要約筆記等）の利用しやすい環境づくりを進めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるよう、手話奉仕員の養成に努めます。

⑨ 移動支援事業

移動に支援を必要とする人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

サービス提供事業所との連携のもと、サービス量の確保と質の向上に努めます。

任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族を支援するため内容充実を図ります。

② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障がいのある人などの在宅生活を支援するため実施します。

③ 巡回支援相談員整備事業

障がいの早期発見・早期対応のため実施します。

④ 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

ステップアップ講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。

⑤ 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人の社会参加を促進するため実施します。

⑥ 障害者自動車免許取得費助成事業

身体障がいのある人の社会参加を促進するため実施します。

